

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について」等の一部改正について

計169枚（本紙を除く）

Vol.1045

令和4年3月17日

厚生労働省老健局

介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます  
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3971、3979、3949)

FAX : 03-3595-4010

老介発 0317 第 1 号  
老高発 0317 第 1 号  
老認発 0317 第 1 号  
老老発 0317 第 1 号  
令和 4 年 3 月 17 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省老健局高齢者支援課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省老健局老人保健課長  
（ 公 印 省 略 ）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について」等の一部改正について

社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」における議論や、指定申請等の電子申請・届出システム（令和 4 年度下期頃運用開始予定）により電子情報処理組織において加算の届出等が可能となること等を踏まえ、下記のとおり関係通知を改正し、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとするので、改正内容について御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきようお願いする。

記

## 第1 関係通知の改正

- 1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成12年3月8日老企第41号）の一部改正

社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」における議論及び介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）に係る経過措置の期限が令和4年3月31日であること等を踏まえ、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表等の様式の新設及び一部改正等を行うため、別紙1のとおり改正する。

- 2 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）の一部改正

電子情報処理組織による加算の届出等を可能とするため、別紙2のとおり改正する。

- 3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）の一部改正

電子情報処理組織による加算の届出等を可能とするため、別紙3のとおり改正する。

- 4 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号）の一部改正

電子情報処理組織による加算の届出等を可能とするため、別紙4のとおり改正する。

- 5 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定

地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号、老振発第 0331005 号、老老発第 0331018 号）の一部改正

電子情報処理組織による加算の届出等を可能とするため、別紙 5 のとおり改正する。

## 第 2 経過措置

- 1 この通知による改正前のそれぞれの通知等で定める様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、手書きによる打ち消し線を引くなど、これを修正して使用することができることとする。

## 第 3 その他

指定申請等の電子申請・届出システムに関する関係資料及び説明動画は厚生労働省ホームページ等を参照されたい。

【関係資料】 <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

【説明動画】 <https://www.youtube.com/watch?v=sZdkIcWhDH0>